

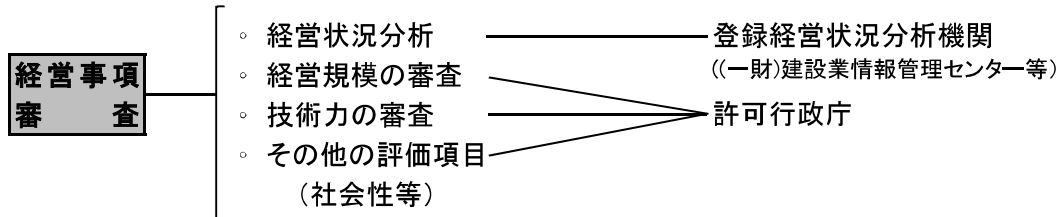
第1部 経営事項審査

第1	経営事項審査制度の概要	10
第2	審査申請手続	14
第3	経営事項審査申請書類	19
第4	審査結果について	26
第5	経営事項審査申請書類記載・提出要領	26
第6	申請書類記載例及び記載要領	49
	（業種別技術職員コード表）	71
第7	経営事項審査の主な改正事項	
	（令和5年1月1日・一部令和4年8月15日）	94
	（令和3年4月1日）	98

第1 経営事項審査制度の概要

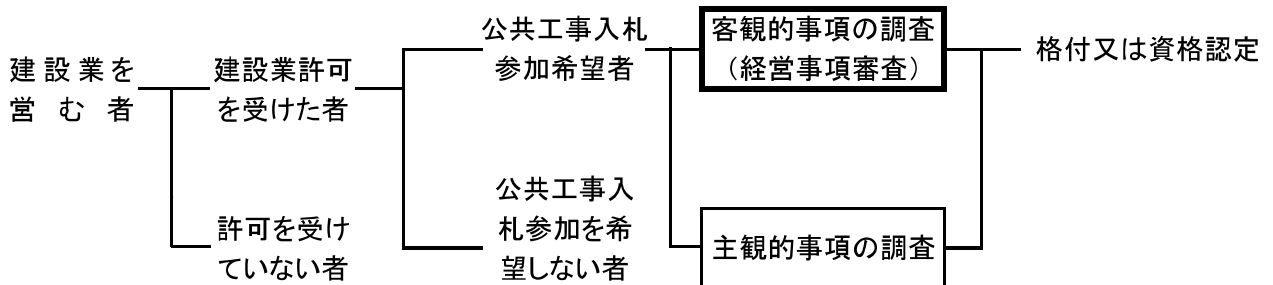
(1) 経営事項審査制度とは

公共工事の入札参加資格の審査は、建設業法の規定による経営事項審査の結果（いわゆる客観的事項）と各審査機関が独自に定めた審査項目（工事成績等のいわゆる主観的事項）についての結果とを統合したもので行われている。このうち、経営事項審査については、許可を受けた建設業者が、許可行政庁に申請することにより審査を行うものとされている。



経営事項審査は、経営規模の審査、経営状況の分析、技術力の審査、その他の評価項目（社会性等）の評価の4点について行われ、このうち経営状況分析については、登録経営状況分析機関（（一財）建設業情報管理センター等）が行う。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになる。

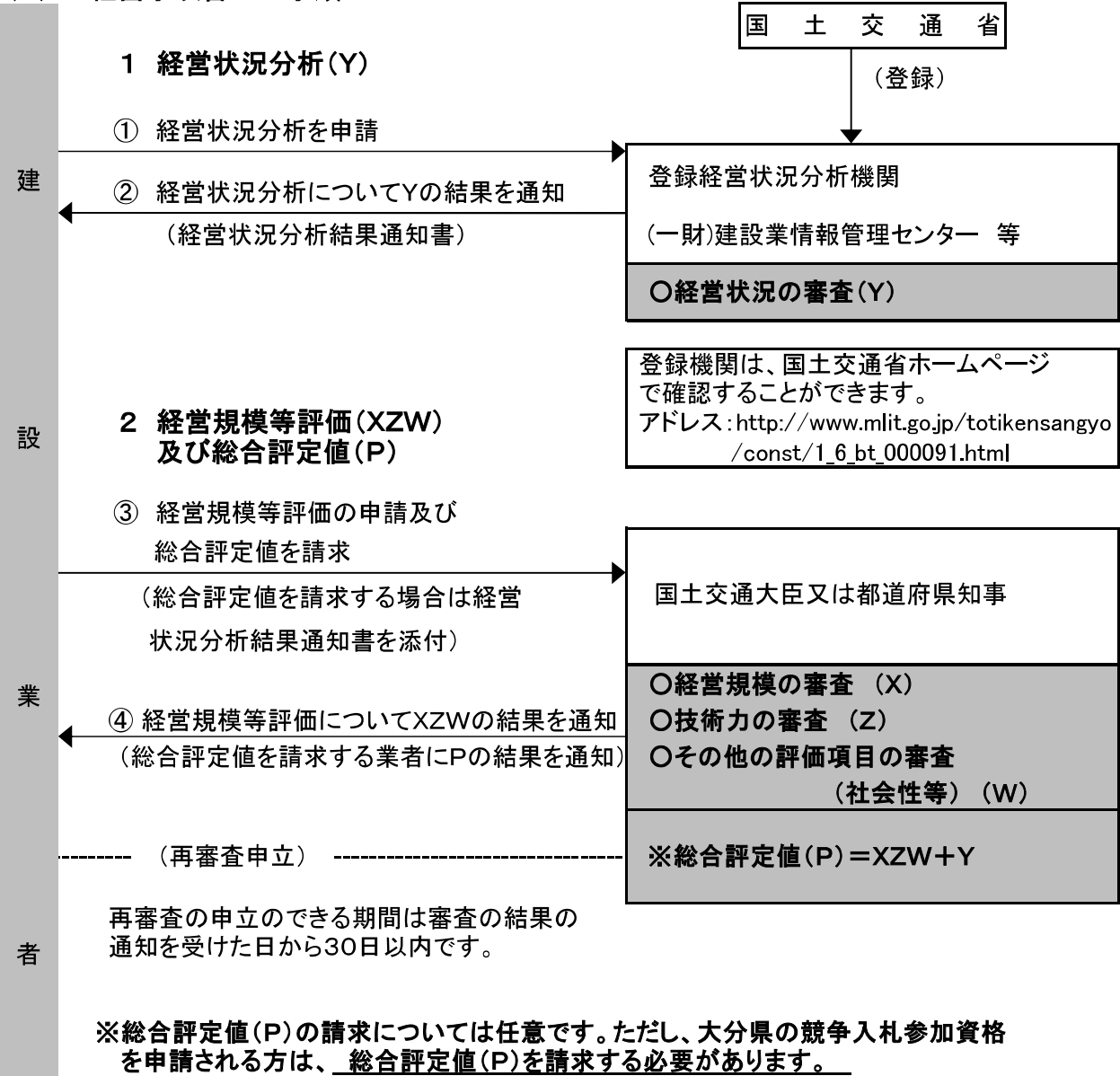


(2) 経営事項審査の義務付けについて

経営事項審査の有効期間は審査基準日（決算日）から1年7月とされており、審査結果の通知を受けてからではありません。

従って、決算終了後直ちに申請を行わなければ、前の経営事項審査の有効期間内に次の審査結果通知を受けることができず、公共工事を受注することができません。

(3) 経営事項審査の手順



(4) 審査基準日、審査項目、審査基準等

審査基準日

審査の基準日は原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日(決算日)。

審査項目

審査項目は、国土交通大臣により次表のように定められている。

区 分	審 査 項 目
(1) 経営規模 (x) ※①については2年平均又は3年平均の自主選択 ②については、審査基準日又は2期平均の自主選択 ③については、2年平均	① 工事種類別年間平均完成工事高 ② 自己資本額 ③ 利払前税引前償却前利益

(2) 経営状況 (y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧ 利益剰余金(絶対額)
(3) 技術力 (z)	① 工事種類別技術者数 ② 工事種類別元請完工高
(4) その他の評価項目(w) (社会性等)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況(営業年数) ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令順守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

(注) 表中(2)経営状況(y)に係る売上高は、兼業に係る売上高を含む。

審査基準等

上記各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準(国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準)によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定する。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 = 建設業種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 = 自己資本額及び利益の額の評点

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術力の評点

W = その他の審査項目(社会性等)の評点

※小数点第1位で四捨五入

※本申請要領に記載されている基準については令和6年1月時点の基準であることに留意すること。

(参考)

経審のウエイト

X_1 : 建設業種類別年間平均完成工事高	25
X_2 : 自己資本額 利益額	15
Y: 経営状況分析	20
Z: 建設業種類別技術職員数 建設業種類別元請完工高	25
W: その他社会性 ① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況(営業年数) ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令順守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	15

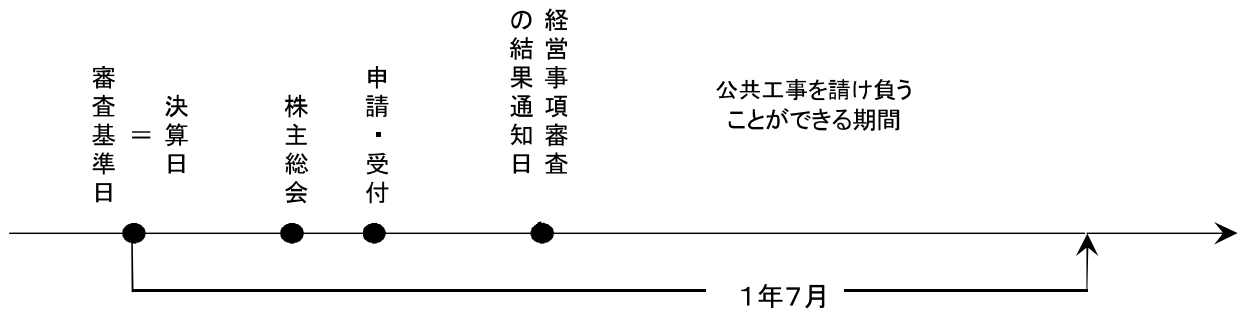
(5) 手数料

経営規模等評価及び総合評定値の請求に係る手数料の額は、国土交通大臣許可業者については建設業法施行令により、大分県知事許可業者については大分県使用料及び手数料条例により次のように定められている。(なお経営規模等評価手数料・総合評定値手数料は還付しない。)

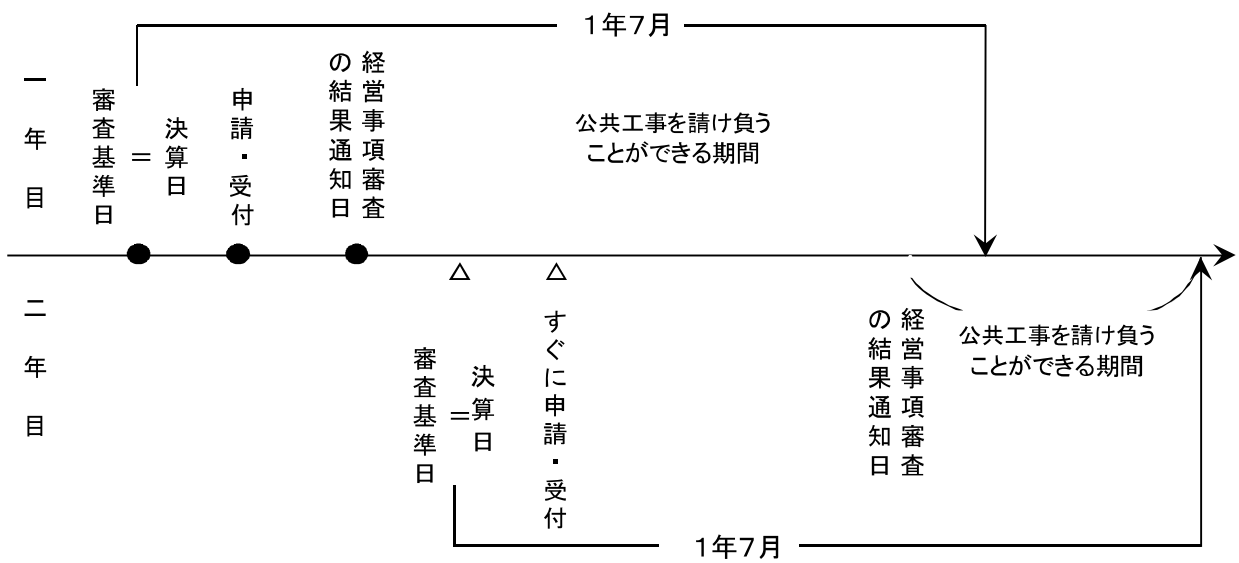
許可区分	金額	納付方法
大分県知事許可	経営規模等評価(X, Z, W)申請 基本料8,100円+業種数×2,300円 総合評定値の請求 基本料400円+業種数×200円	大分県収入証紙貼付
国土交通大臣許可	上記と同じ	収入印紙貼付

(例)3業種の経営規模等評価(X, Z, W)の申請をし、同時に総合評定値(P)を請求する場合の手数料
 $(8,100円 + 3業種 \times 2,300円) + (400円 + 3業種 \times 200円) = 16,000円$
 経営規模等評価(X, Z, W) 総合評定値(P)

〔図-1〕



〔図-2〕



〔図-3〕

